給食施設における 栄養管理の手引き

横須賀市 民生局健康部健康増進課

目次

第1章 給食施設とは	P2
1 給食施設の役割	P2
2 特定給食施設等の定義と分類	P2
3 特定給食施設等の設置者の責務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P3
(1) 給食施設の届け出	
(2) 給食施設での栄養管理状況等の報告(栄養管理報告書)	
4 特定給食施設の種類	P 3
【特定給食施設等の届出関係フローチャート】 ・・・・・・・・	P4
【届出一覧】	P5
5 管理栄養士・栄養士の配置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P6
(1) 管理栄養士・栄養士の配置の意義	
(2) 管理栄養士の配置指定施設	
6 健康増進法にかかる義務違反	Р7
(1) 給食施設の届出義務違反	
(2) 管理栄養士配置指定違反及び栄養管理基準違反	
7 特定給食施設における栄養管理基準 ・・・・・・・・・・・・・・・	Р8
第2章 栄養管理の実際 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P10
1 給食管理体制の整備とすすめ方	P10
(1) 給食管理体制の整備	
(2) PDCAサイクルに基づく栄養管理のすすめ方	
2 健康・栄養教育の実施	P11
3 衛生管理	P12
4 非常·災害時に対する備え	P12
第3章 栄養指導員による給食施設指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P13
(1)実地調査及び指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P13
(2)給食施設食生活改善講演会等 ·····	P13
【実地調査・指導で主に確認する内容及び帳票例】 ・・・・・・	P14
第4章 参考資料	D4 <i>5</i>
	P15
参考文献	P22

別冊

第1章 給食施設とは

1 給食施設の役割

給食施設とは、特定「かつ多数の人に対して継続的に食事を供給」する施設です。給食施設では、利用 者に毎日のように食事が供給されるため、その食事内容は利用者の栄養・健康状態に大きく影響します。

そのため、給食施設は単に食事を供給するだけではなく、利用者に合わせて栄養管理や健康管理を行う という視点を持って給食を運営することが求められています。

また、給食を通じて利用者に食に関する情報を提供することができるなど、給食施設は情報発信の場とし ても重要な役割を担っています。(健康増進法第21条)

利用者に合わせて 給食を通じた 栄養管理された 食に関する 給食の提供 情報発信

利用者や市民の 健康づくり

2 特定給食施設等の定義と分類

給食施設のうち栄養管理が必要と関係法令等で定められた施設を特定給食施設又は小規模特定給食施 設(以下、特定給食施設等)といいます。特定給食施設等は根拠法令等に基づき供給した食事の数 (<u>食数</u>³) により分類されます。

また、施設の種類ごとに遵守しなければならない法や規則等は異なります。

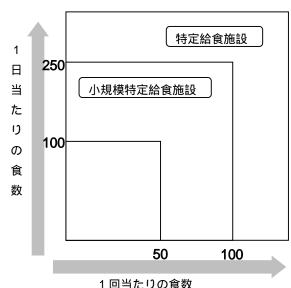
施設の分類	食数	根拠法令等
特定給食施設	1回100食以上	健康増進法第 20条
付足船 艮肥故	又は1日250食以上	健康增進法施行規則第5条
小規模特定給食施設	1回50食以上 又は1日100食以上	横須賀市 給食施設の栄養管理に関する条例

1 「特定」とは:

原則、給食対象者が特定される集団であり、 必ずしも同一人に限らない。

【例:児童生徒、患者、福祉施設利用者、事業所従業員】

- 2 「継続的に食事を供給」とは:
 - 年間施設稼動日数の2/3以上、給食を提供している。
- 3 「食数」について:
 - ・定員の定めがある施設は、原則として許可病床数や 入所定員数とする。 【例:病院、介護老人保健施設、 老人福祉施設、社会福祉施設、児童福祉施設等】
 - ・それ以外の施設における各食の食数は、利用者数とする。
 - ・間食(おやつ)、検食、保存食は食数に含めない。
 - ・職員食、経腸栄養は食数に含む。



3 特定給食施設等の設置者の責務

(1) 給食施設の届出

給食施設を開始する場合や届出内容に変更があった場合は、特定給食施設等の設置者は届出が必要です。(P5 【届け出一覧】参照)

本手引きでは健康増進法に基づく届出に関する説明となっています。 その他、関係法令による届出が必要な場合があるため、関係機関へお問い合わせください。

(2) 給食施設での栄養管理状況等の報告 (栄養管理報告書)

給食施設における給食運営及び栄養管理の状況等を把握するため、1月~12月の1年分の状況について、年1回報告書の提出を求めています。

なお、報告書は施設の種類ごとに様式が異なります。記入要領にしたがって指定様式に記入し、 翌年の1月末日までに原則電子申請にて提出をお願いいたします。

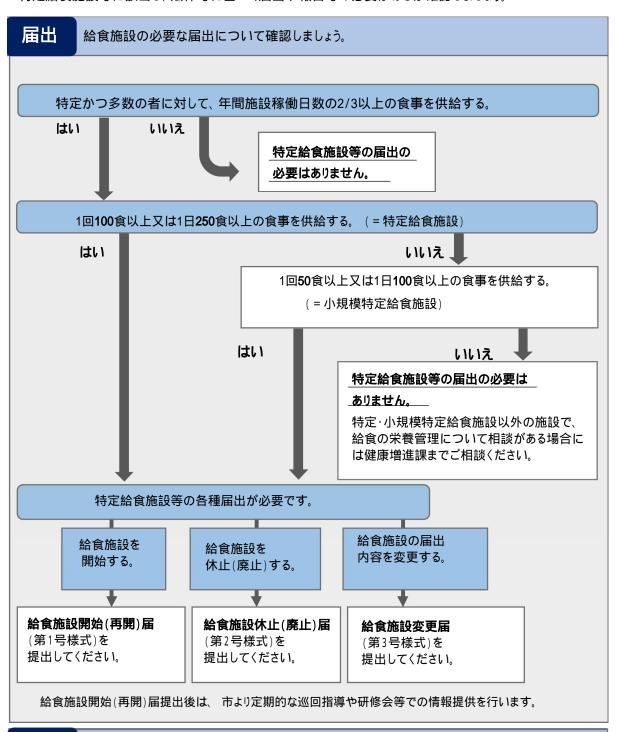
4 特定給食施設等の種類

特定給食施設等は以下のように施設種別に分類されます。 様式は栄養管理報告書を提出する際の指定様式になります。

施設種別	説明	様式
学校	幼稚園、幼稚園型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、短期大学、 大学等、専修学校、各種学校(学校給食センター、共同調理場含む)	8号
病院	医療法に規定する病院	9号
介護老人保健施設	介護保険法に規定する介護老人保健施設	10号 (介護老人施設)
介護医療院	介護保険法に規定する介護医療院	10号 (介護医療院)
老人福祉施設	老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等	10号 (老人福祉施設)
児童福祉施設	助産施設、乳児院、保育所、認定こども園(幼稚園型を除く)、 児童養護施設、障害児入所施設等	11号
社会福祉施設	社会福祉法に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの(児童福祉に関するものを除く)、救護施設、授産施設、身体障害者福祉センター等	10号 (社会福祉施設)
事業所	労働基準法に規定する事業所、事務所	12号
矯正施設	学生又は労働者を寄宿させる施設	12号
自衛隊	自衛隊	12号
一般給食センター	特定した施設(複数の場合も含む)に対して食事を供給している施設であって、前記施設の種別「学校」から「事業所」までに該当しないもの。	8号
その他	前記施設の種別「学校」から「一般給食センター」まで以外の施設 (有料老人ホーム等)	10号 (そのほか)

【特定給食施設等の届出関係フローチャート】

特定給食施設等に該当し、法律等に基づく届出や報告等の必要があるか確認しましょう。



報告

給食施設の必要な報告について確認しましょう。

毎年1回、 給食施設栄養管理報告書 (第8~12号様式) を提出してください。

○提出時期:毎年1月

〇報告期間:前年1~12月分

開始届を提出した年の翌年以降の状況を報告してください。

【届出一覧】 全ての届出書は<u>原則1か月以内に当該施設の設置者</u>から提出します。

様式の種類	内容·注意事項	
給食施設開始(再開)届 (第1号様式)	 ・給食施設を開始する場合 ・休止していた給食施設を再開する場合 ・届出事項 ◆給食施設設置者の氏名及び住所、電話番号(法人の場合は法人名、代表者の職・氏名、主たる事務所の所在地、電話番号) ◆給食施設の種類 ◆給食の開始日又は開始予定日 ◆給食の運営方式(直営又は委託) ◆1日の予定食数及び各食の予定食数 ◆管理栄養士、栄養士の配置状況 ◆担当部課(科)名 	
給食施設休止(廃止)届 (第2号様式)	・ 給食施設を休止(廃止)する場合 再開時には給食施設開始 (再開) 届の提出が必要です。	
給食施設変更届 (第3号様式)	 ・以下の項目に変更があった場合 ◆給食施設の名称及び所在地 ◆給食施設の設置者氏名及び住所 (法人にあっては、給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名) ◆給食施設の種類 ◆運営方式の変更(直営 委託) ◆管理栄養士、栄養士の人数 その他(委託会社の変更など) 	

届出に関する各種様式は、市ホームページから電子申請ができます。

https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3130/shoshiki/suisinkyuushokusisetu.html

検索

または横須賀市健康増進課の書式

4 管理栄養士·栄養士の配置

(1) 管理栄養士・栄養士の配置の意義

健康増進法第21条第3項では、特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定める基準(栄養管理基準)に従って、適切な栄養管理を行わなければならないと規定しています。

特定多数の人が継続的に利用する給食は、健康に対する影響が大きいことから、対象者にあった量・質の食事提供が必要です。

栄養管理の基本は、対象者の把握、食事計画の作成(目標栄養量の設定、献立作成等)、 食事提供、結果の評価です。栄養管理を担う管理栄養士・栄養士を配置することにより、これら 1連の流れが円滑にすすむとともに、対象者の健康増進に寄与することが期待されます。

(2) 管理栄養士の配置指定施設

健康増進法第21条第1項では、特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するもの(規定食数を上回る施設)の設置者は、「管理栄養士を置かなければならない」と定められています。

給食業務を委託している場合も、施設の設置者の責務 となります。

特定給食施設から提出された各届出及び報告書をもとに、特別の栄養管理が必要な特定給食施設を指定したときは、指定通知書により当該施設の設置者に通知します。また、指定された施設が廃止または指定基準に該当しなくなった場合にはその指定を取り消し、指定取消通知書により当該施設の設置者に通知します。

【健康増進法による管理栄養士・栄養士の配置】



医学的な管理を必要とする者に食事を供給する 特定給食施設(病院・介護老人保健施設、介護医療院) においては、以下に該当する場合「管理栄養士を置かな ければならない施設」となります

- 1) 1回300食以上又は1日750食以上の場合
- 2) 1回300食未満及び1日750食未満であっても、 許可病床数(又は入所定員)が300床(人)以上 である場合
- 3) 許可病床数(又は入所定員)が300床(人)未満であっても、1日750食以上である場合

1回当たりの食数

施設の種類によって、他の法律等でも管理栄養士及び栄養士の配置に関する規定がありますので、 最新の関係法令等を確認してください。

5 健康増進法にかかる義務違反

健康増進法では特定給食施設の栄養管理や管理栄養士の配置義務への違反に対し、その施設の設置者へ罰則が適用されることがあります。

(1) 給食施設の届出義務違反

特定給食施設が健康増進法に基づく届出・報告を怠ったときには義務違反が生じます。

(2) 管理栄養士配置指定違反及び栄養管理基準違反

- ・管理栄養士を置かなければならない施設が、管理栄養士を置かない
- ・正当な理由なく、栄養管理基準に従った適切な栄養管理を行わない等
- ・市長は設置者に、管理栄養士を置き、 又は適切な栄養管理を行うよう勧告 (健康増進法第23条第1項)
- ・正当な理由なく勧告に係る措置をとらない場合、措置をとるべきことを命令 (健康増進法第23条第2項)

市長は栄養管理の実施を確保するため 必要があると認めるときは、立入検査等 を実施(健康増進法第24条)

命令に違反した場合は罰則 (50万円以下の罰金)適用 (健康増進法第72条第1項) 虚偽報告、検査妨害等は罰則 (30万円以下の罰金)適用 (健康増進法第74条第1項)

6 特定給食施設における栄養管理基準

健康増進法では、「特定給食施設の設置者の責務において栄養管理を行うこと」と規定されており、健康 増進法等施行規則第9条にその基準が示されています。さらに厚生労働省通知「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」の別添2「特定給食施設が行う栄養管理に係る留意事項について」(令和2年3月31日付け健健発0331第2号)に具体的に実施すべき事項が明記されています。また、健康増進法以外に も施設の種類によって他の法・規則等でも栄養管理に関する規定があります。 関係法令等も含めて確認してください。実際の栄養管理の進め方については、「第2章 栄養管理の実際」をご参照ください。

【健康増進法で定められた栄養管理の基準】

健康増進法施行規則第9条 (別添2)「特定給食施設が行う栄養管理に係る留意事項について」 で定める基準 で示された内容 1 身体状況、栄養状態等の把握、食事の提供、品質管理及び 1 当該特定給食施設を利用し 評価について て食事の供給を受ける者(以下 (1) 利用者の性、年齢、身体の状況、食事の摂取状況及び生活状況等 「利用者」という。)の身体の状 を定期的に把握すること。 況、栄養状態、生活習慣等(以 なお、食事の摂取状況については、可能な限り給食以外の食事の 下「身体の状況等」という。)を 状況も把握するよう努めること。 定期的に把握し、これらに基づ (2) (1)で把握した情報に基づき給与栄養量の目標を設定し、食事の き、適当な熱量及び栄養素の 提供に関する計画を作成すること。 量を満たす食事の提供及びそ なお、利用者間で必要な栄養量に差が大きい場合には、複数献 の品質管理を行うとともに、こ 立の提供や量の調整を行う等、各利用者に対して適切な選択肢が れらの評価を行うよう努めるこ 提供できるよう、工夫すること。複数献立とする場合には、各献立に ٤. 対して給与栄養量の目標を設定すること。 (3) (2)で作成した計画に基づき、食材料の調達、調理及び提供を行 うこと。 (4) (3)で提供した食事の摂取状況を定期的に把握するとともに身体 状況の変化を把握するなどし、これらの総合的な評価を行い、 その結果に基づき、食事計画の改善を図ること。 (5) なお、提供エネルギー量の評価には、個々人の体重、体格の変化 並びに肥満及びやせに該当する者の割合の変化を参考にすること。 ただし、より適切にエネルギー量の過不足を評価できる指標が他に ある場合はこの限りではない。 2 提供する食事(給食)の献立について 2 食事の献立は、身体の状況 (1) 給食の献立は、利用者の身体状況、日常の食事の摂取量に占める 等のほか、利用者の日常の食 給食の割合、嗜好等に配慮するとともに、料理の組合せや食品の 事の摂取量、 嗜好等に配慮し 組合せにも配慮して作成するよう努めること。 て作成するよう努めること。 (2) 複数献立や選択食 (カフェテリア方式)のように、利用者の自主性 により料理の選択が行われる場合には、モデル的な料理の組合せ を提示するよう努めること。

	健康増進法施行規則第9条 で定める基準	(別添2)「特定給食施設が行う栄養管理に係る留意事項について」 で示された内容
3	献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。	3 栄養に関する情報の提供について (1) 利用者に対して献立表の掲示や熱量、たんぱく質、脂質及び食塩等の主要栄養成分の表示を行うなど、健康や栄養に関する情報の提供を行うこと。 (2) 給食は、利用者が正しい食習慣を身に付け、より健康的な生活を送るために必要な知識を習得する良い機会であり、各々の施設の実情に応じ利用者等に対して各種の媒体を活用することなどにより知識の普及に努めること。
4	献立表その他必要な帳簿 等を適正に作成し、当該施 設に備え付けること。	4 書類の整備について (1) 献立表など食事計画に関する書類とともに、利用者の身体状況 など栄養管理の評価に必要な情報について適正に管理すること。 (2) 委託契約を交わしている場合は、委託契約の内容が確認できるよう 委託契約書等を備えること。
5	衛生の管理については、 食品衛生法(昭和22年法律 第223号)その他関係法令の 定めるところによること。	5 衛生管理について 給食の運営は、衛生的かつ安全に行われること。具体的には、食品 衛生法(昭和22年法律第233号)、「大規模食中毒対策等について」 (平成9年3月24日付け衛食第85号生活衛生局長通知)の別添「大 量調理施設衛生管理マニュアル」(最終改正:平成29年6月16日付け 生食発0616第1号)その他関係法令等の定めるところによること。
		6 災害等の備えについて 災害等発生時であっても栄養管理基準に沿った適切な栄養管理を 行うため、平時から災害等発生時に備え、食料の備蓄や対応方法の 整理など、体制の整備に努めること。

第2章 栄養管理の実際

栄養管理体制の整備とすすめ方

特定給食施設等で適切な給食運営を行うには、給食運営や栄養管理をどのように行うかを明確にし、 他部門との連携、担当職員の適正配置等、給食管理体制を整備することが必要です。

(1) 給食管理体制の整備

給食運営の方針・目標の設定

施設として、給食運営や栄養管理に対しての理念・方針・目標(例:利用者の健康管理、食を通じ た利用者の001向上、疾病の改善など)を明確にし、健康管理部門をはじめとする関係部門や委 託業者と共有します。

業務分担を明確にし、連携体制をつくる

- ア 施設管理者のもとに栄養管理責任者及び調理責任者を定め、栄養管理部門の責任体制と役割分 担を明確にします。
- イ 給食業務を委託する場合、施設と委託業者の業務分担を明確にし、契約書等を整備します。
- ウ 施設内の関係部門や委託業者と定期的に話し合いの場(給食関係会議)をもち、意思疎通を図ります。 給食関係会議は、議事録を作成し、施設管理者及び給食担当者に伝達・回覧し保管します。

給食関係会議の活用

特定給食施設等における栄養管理を充実させるためには給食担当者の努力だけでなく、管理者やその他 関係者と連携を図りながら、 多角的に評価を行うことが必要です。 このため管理者、 給食担当者、 その他 関係者や利用者を構成員とした会議を組織し、単なる食事の苦情・トラブル処理ではなく、利用者個人の 栄養管理や栄養教育につながる機会として捉え、適切に運営することが重要です。

(2) PDCAサイクルに基づく栄養管理のすすめ方

栄養管理を円滑に進めるためには、関係部門で連携を図るとともに、図のようなPDCAサイクルが組織 的に実施され、利用者の健康づくりにつながる給食運営が求められます。

まず、利用者の特性や食事摂取状況の把握からはじめ、エネルギーや栄養素の摂取量が適切かを判 断していくことで、より良い計画を立てることにつながります。

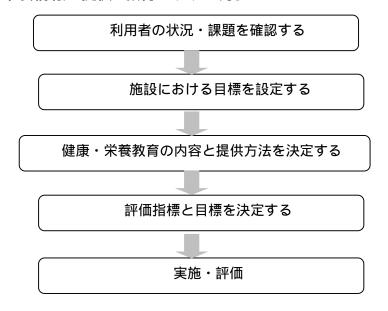
PDCAサイクル (日本人の食事摂取基準(2020年版)を一部改変) Plan(計画) 現状の把握 【栄養管理】 ・給与栄養目標量の設定 ·献立作成基準の設定 【食事計画】 ・栄養計画に基づく献立の 作成 Act(改善) Do(実施) ・栄養、食事計画の Check(評価) ・食事計画に基づいた食事 見直し、改善 の提供および品質管理 計画どおりに実施できた ・健康・栄養情報の提供 か評価する ・提供栄養量の評価 ・推定栄養摂取量の評価 ・検食による評価 ・満足度による評価 PDCA サイクルを活用した栄養管理の例

2 健康・栄養教育の実施

給食施設において、利用者が望ましい食習慣を身につけ、より健康的な生活を送るために必要な知識を 習得できるよう、様々な健康・栄養教育を実施する必要があります。

利用者は提供された食事と健康・栄養情報を関連づけ、自身に合った食事の量や質を理解・選択することができるようになります。また、利用者に合った健康・栄養情報の提供は、利用者だけでなく家庭・地域の健康増進にもつながります。

【健康・栄養情報の提供と教育のすすめ方】



【情報の提供方法、栄養教育の例】

- ・献立表の配布、掲示
- ・献立やメニューの栄養成分表示(エネルギー、たんぱく質、脂質、食塩等)
- ·給食便り
- ・モデル献立(組み合わせ)の掲示
- ・ポスター
- ·POP類
- ・リーフレット、パンフレット
- ・プライスカード
- ・卓上メモ
- ·栄養相談 等

3 衛生管理

給食の運営を円滑、かつ安全に行うためには施設の整備と衛生的な管理、食品及び器具の衛生的な取扱い並びに従業員の健康管理と衛生教育が必要です。

これらの詳細については、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、「大規模食中毒対策等について」(平成9年3月24日付け衛食第85号生活衛生局長通知)の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」(最終改正:平成29年6月16日付け生食発0616第1号)その他関係法令等を参照してください。

4 非常・災害時に対する備え

地震などの災害が発生した際、特定給食施設等はライフラインの寸断や施設の損壊などの状況の中でも、利用者への継続的な給食の提供や栄養管理を実施することが求められます。

そのためには、地域特性や施設の立地条件、 喫食者の特性を十分加味した対策を施設全体で検討し、 実働できる状態にしておくことが重要です。

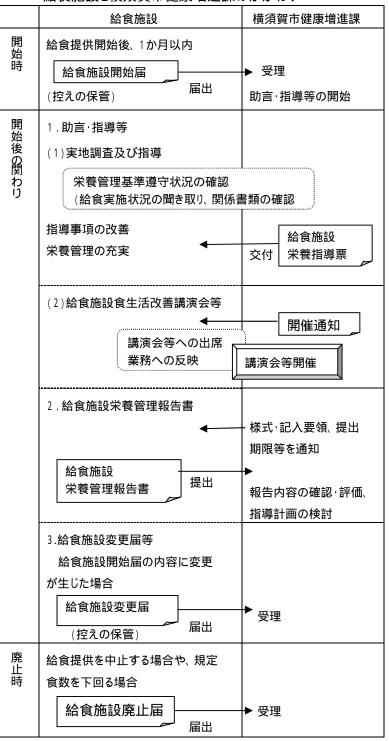
平常時より施設全体で想定される災害規模に応じた対応マニュアルを作成・検討し、備蓄品(食品だけでなく、喫食者の特性に応じた補助食品・食器・調理器具・その他必要物品等)の整備、 発災時の物資調達ルートや給食関係職員の人材確保、 給食運営及び栄養管理の体制整備、連携体制の整備、 衛生面への配慮等を含めた対策が必要です。

また、施設全体で研修や訓練を実施し、対応を身につけ、災害の発生に備えることも必要となります。 研修や訓練を実施した際には、給食関係部門だけでなく、施設全体でマニュアルの再検討や備蓄品、 体制等の見直しを適宜行います。このような平常時からの積み重ねにより、施設の特性を反映した実践的な対策に結びつけることができます。

第3章 栄養指導員による給食施設指導

栄養指導員は、健康増進法第19条の規定により市長から医師又は管理栄養士の資格を有する職員が任命され、同法第18条第1項第2号に基づき、専門的栄養指導及び給食施設に対する栄養管理指導等を行います。 給食施設の管理者は、実地調査および指導の円滑な実施、また給食施設食生活改善講習会等への施設職員の出席についてご配慮いただき、施設の栄養管理に反映する等の対応をお願いします。

給食施設と横須賀市健康増進課のかかわり



1. 助言·指導等

(1)実地調査及び指導

栄養指導員が定期的に施設に出向き、栄養管理基準等の遵守状況を確認します。給食実施状況の聞き取りや関係書類等(「実地調査・指導で主に確認する内容及び帳票例」P17参照)を準備してください。把握した結果について「給食施設栄養指導票」を交付します。

なお、他法令に基づく実地指導・立入検査 等と併せて実施することもあります。

また、栄養管理の具体的方法について個別の相談も可能ですので、お電話等にてご連絡 ください。

(2)給食施設食生活改善講演会等

給食施設における適切な栄養管理の実施 を確保するための集団指導として、最新情報 等の提供を年に1~2回行います。近隣施設 との情報交換の機会にもなり、各施設での栄 養管理を充実させる一助となります。

施設管理者は、栄養管理担当者が出席できるよう、業務調整にご協力お願いします。

2. 給食施設栄養管理報告書

「健康増進法等の施行に関する規則」第12 条に基づき、毎年1月に前年1年間の栄養管 理の状況について報告していただきます。報 告な必要な事項について、日ごろから記録を 整備しておいてください。

3. 給食施設変更届等

施設名称や運営方式等、開始届の内容に 変更が生じた場合は変更届の提出が必要で す。

【実地調査・指導で主に確認する内容及び帳票例】

実地調査では、栄養管理報告書に記載された内容の根拠となる帳票を確認します

帳票例	栄養管理報告書の 該当部分	確認内容
給食関係会議議事録等	栄養管理等について 検討する会議	給食についての施設内での 情報共有の状況
委託契約書(コピーでも可) 調理業務を委託している場合のみ	運営方式	給食の運営に関する書類の 整備状況
健康診断結果、栄養管理計画書等	対象者(利用者)の把握	対象者の身体状況 · 栄養状態 (身長 ·体重·BMI等)の把握状況
実施献立表、給食日誌、残食記録、 個別食事摂取記録等	摂取量の調査	推定摂取量の把握状況
満足度調査、嗜好調査、 ご意見 BOX等	摂取量の調査	対象者の嗜好の把握状況
アレルギーに関する帳票、 治療食献立表、食事箋等	食種 給食形態等	配慮が必要な対象者に対応
献立作成基準等	給食量の調整	料理や食品の組み合わせ、 一日の食事量への配慮
食品構成表等	平均提供食品量	食品構成の基準が設定されて いるか
目標栄養量・食事基準が記載してある もの、約束食事箋等	平均栄養量 (目標栄養量)	施設の目標栄養量の内容
栄養月報、栄養出納簿、 実施献立表等	平均栄養量 (提供栄養量)	施設の提供栄養量の内容
予定(実施)献立表等	献立表	献立の内容
検食簿等		検食の状況
給食だより、施設内の掲示物等	栄養教育	栄養情報の提供の状況
年間食育計画、栄養教育実施報告、 栄養指導記録、栄養食事指導箋等	栄養教育	栄養教育等の実施状況
配布している献立表、施設内に掲示 している献立表等	栄養成分表示	献立や栄養成分等の情報提供の 状況
災害マニュアル、 食料備蓄簿 備蓄食献立表等	非常食糧等の備蓄	災害の備えの状況

第4章 参考資料

1 健康增進法(給食施設指導関係抜粋)

平成14年8月2日法律第103号 施行日令和2年4月1日

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

(国民の責務)

第二条 国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの 健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。

(健康増進事業実施者の責務)

第四条 健康増進事業実施者は、健康教育、健康相談その他国民の健康の増進のために必要な事業を積極的に推進するよう努めなければならない。

(関係者の協力)

第五条 国、都道府県、市町村、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(都道府県による専門的な栄養指導その他の保健指導の実施)

- 第十八条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 二 特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うこと。
- 三前二号の業務に付随する業務を行うこと。

(栄養指導員)

第十九条 都道府県知事は、前条第一項に規定する業務(同項第一号及び第三号に掲げる業務については、栄養指導に係るものに限る。)を行う者として、医師又は管理栄養士の資格を有する 都道府県、保健所を設置する市又は特別区の職員のうちから、栄養指導員を命ずるものとする。

(特定給食施設の届出)

第二十条 特定給食施設(特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう)を設置した者は、その事業の開始の日から一月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、 変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。 その事業を 休止し、又は廃止したときも、同様とする。

(特定給食施設における栄養管理)

- 第二十一条 特定給食施設であって特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定める ところにより都道府県知事が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置か なければならない。
- 2 前項に規定する特定給食施設以外の特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定給食施設に栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない。
- 3 特定給食施設の設置者は、前二項に定めるもののほか、厚生労働省令で定める基準に従って、 適切な栄養管理を行わなければならない。

(指導及び助言)

第二十二条 都道府県知事は、特定給食施設の設置者に対し、前条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

- 第二十三条 都道府県知事は、第二十一条第一項の規定に違反して管理栄養士を置かず、若しくは 同条第三項の規定に違反して適切な栄養管理を行わず、 又は正当な理由がなくて前条の栄養 管理をしない特定給食施設の設置者があるときは、 当該特定給食施設の設置者に対し、 管理栄養士を置き、 又は適切な栄養管理を行うよう勧告をすることができる。
- 2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた特定給食施設の設置者が、正当な理由がなく てその勧告に係る措置をとらなかったときは、 当該特定給食施設の設置者に対し、 その勧告に 係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入検査等)

- 第二十四条 都道府県知事は、第二十一条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保 するため必要があると認めるときは、特定給食施設の設置者若しくは管理者に対し、その業務 に関し報告をさせ、又は栄養指導員に、当該施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類 その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査又は質問をする栄養指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、 関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九章 罰則

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十三条第二項の規定に基づ〈命令に違反した者
- 二 第四十三条第一項の規定に違反した者
- 三 第五十七条第二項の規定による命令に違反した者

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、 若しくは虚偽の答弁をした者
- 二 第六十一条第一項 (第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 第七十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十条又は前条の違反行為をしたときは、 行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

2 健康増進法施行規則(給食施設指導関係抜粋)

平成15年4月30日厚生労働省令第86号 施行日 令和2年4月1日

(特定給食施設)

第五条 法第二十条第一項の厚生労働省令で定める施設は、継続的に一回百食以上又は一日二百五 十食以上の食事を供給する施設とする。

(特定給食施設の届出事項)

- 第六条 法第二十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 給食施設の名称及び所在地
 - 二 給食施設の設置者の氏名及び住所(法人にあっては、給食施設の設置者の名称、主たる事務 所の所在地及び代表者の氏名)
 - 三 給食施設の種類
 - 四 給食の開始日又は開始予定日
 - 五 一日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数
 - 六 管理栄養士及び栄養士の員数

(特別の栄養管理が必要な給食施設の指定)

- 第七条 法第二十一条第一項の規定により都道府県知事が指定する施設は、次のとおりとする。
 - 一 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって、継続的に一回三百食以上又は一日七百五十食以上の食事を供給するもの
 - 二 前号に掲げる特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食 施設であって、継続的に一回五百食以上又は一日千五百食以上の食事を供給するもの

(特定給食施設における栄養士等)

第八条 法第二十一条第二項の規定により栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない特定給食施設のうち、一回三百食又は一日七百五十食以上の食事を供給するものの設置者は、当該施設に置かれる栄養士のうち少なくとも一人は管理栄養士であるように努めなければならない。

(栄養管理の基準)

- 第九条 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
 - 一 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者(以下「利用者」という。)の身体の状況、栄養状態、生活習慣等(以下「身体の状況等」という。)を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。
 - 二 食事の献立は、身体の状況等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。
 - 三 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱ〈質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、 栄養に関する情報の提供を行うこと。
 - 四 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、 当該施設に備え付けること。
 - 五 衛生の管理については、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百二十三号)その他関係法令の定めるところによること。

3 横須賀市 給食施設の栄養管理に関する条例

平成15年6月13日 条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、特定かつ多数の者に対し、継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設(以下「給食施設」という。)に関し法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、給食施設における栄養管理の実施に係る指導及び助言の機会を確保し、もって市民の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(小規模特定給食施設の開始等の届出)

第2条 小規模特定給食施設(給食施設のうち健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。第20 条第1項に規定する特定給食施設(以下「特定給食施設」という。)を除く給食施設をいう。以下同じ。)の 設置者は、次の各号のいおずれかに該当するときは、当該事由の発生した日の翌日から起算して1月以 内に市長に届け出なければならない。

給食を開始したとき。

給食を休止し、又は廃止したとき。

前号の休止した給食を再開したとき。

前3号の届け出の内容に変更があったとき。

(小規模特定給食施設の報告)

第3条 市長は、適切な栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、小規模特定給食施設 の設置者に対し、その業務に関し報告させることができる。

(指導および助言)

第4条 市長は前条の報告の内容によって、適切な栄養管理の実施を確保するため必要があると認めると きは、小規模特定給食施設の設置者に対し、当該栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(特別の栄養管理が必要な特定給食施設の指定等)

- **第5条** 市長は、法第21条第1項の規定により特別の栄養管理が必要な特定給食施設を指定したときは、指定通知書により当該施設の設置者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により指定した施設が健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令86号)第7条に規定する施設でなくなったと認めるときは、その指定を取り消し、指定取消通知書により当該施設の設置者に通知するものとする。

(給食施設栄養管理報告書)

第6条 給食施設の管理者は、毎年の給食の供給状況について給食施設栄養管理報告書を作成し、翌年1月末日までに市長に報告しなければならない。

(帳簿の整理及び保持)

- **第7条** 給食施設の管理者は、献立表、栄養出納表その他給食に関する諸帳簿を整備し、保存しなければならない。
- 2 前頁の諸帳簿は、栄養指導員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(その他の事項)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

4 特定給食施設等の栄養の改善に関する規則 (抜粋)

平成15年6月30日規則第9 1号

(趣旨)

第1条 この規則は、健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)第20条第1項に規定する特定給食施設及び相模原市小規模特定給食施設の栄養の改善に関する条例(平成15年相模原市条例第27号。以下「条例」という。)第1条に規定する小規模特定給食施設(以下「特定給食施設等」という。)の届出等について、健康増進法施行令(平成14年政令第361号)及び健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給食施設開始の届出)

- 第2条 条例第2条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1)給食施設の名称及び所在地
 - (2) 給食施設の設置者の氏名及び住所(法人にあっては、給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
 - (3) 給食施設の種類
 - (4) 給食の開始日又は開始予定日
 - (5) 1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数
 - (6) 管理栄養士及び栄養士の員数
 - (7) その他市長が必要と認める事項
 - 2 法第20条第1項及び条例第2条第1項の規定による開始の届出は、給食施設開始(再開)届により行わなければならない。

(給食施設変更等の届出)

- 第3条 法第20条第2項及び条例第2条第2項の規定による変更の届出は、給食施設変更届により行わなければならない。
 - 2 法第20条第2項及び条例第2条第2項の規定による休止又は廃止の届出は、給食施設休止(廃止)届により行わなければならない。
 - 3 法第20条第2項の規定により特定給食施設を休止した者が、その事業を再開したときは、当該再開の日から1月以内に給食施設開始(再開)届により市長に届け出なければならない。
 - 4 条例第2条第1項の規定による小規模特定給食施設の再開の届出は、給食施設開始(再開)届により行わなければならない。

(特定給食施設報告書)

第4条 特定給食施設の設置者は、当該給食施設が省令第7条各号に規定する施設となったとき又は同条各号に規定する施設でなくなったときは、速やかに特定給食施設報告書を市長に提出しなければならない。

(特定給食施設の指定通知等)

第5条 法第21条第1項の規定による指定は、指定通知書により行うものとする。

2 市長は、法第21条第1項の規定により指定した特定給食施設が指定の基準に該当しなくなった ときは、指定取消通知書により、その指定を取り消すものとする。

(給食の実施状況の報告)

第6条 特定給食施設等の設置者又は管理者は、当該年に実施した給食について給食施設栄養管 理報告書により翌年1月末日までに市長に提出しなければならない。

(帳簿の整備)

- 第7条 小規模特定給食施設の設置者は、献立表その他必要な帳簿等(電子的方式、磁気的方式 その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機によ る情報処理の用に供されるもの(以下「電磁的記録」という。)を含む。以下「帳簿等」という。)を適正に 作成し、当該施設に備え付けなければならない。
 - 2 小規模特定給食施設の設置者は、法第19条に規定する栄養指導員(以下「栄養指導員」という。) から請求があったときは、帳簿等(当該帳簿等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面)を提示しなければならない。

(栄養指導票の交付)

第8条 栄養指導員は、法第18条第1項第2号に規定する施設に対して指導を行った場合において、 必要と認めるときは、給食施設栄養指導票を作成し、当該施設の設置者に交付するものとする。

(様式)

第9条 この規則の規定により使用する書類の様式は、別に定める。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める

5 給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について(抜粋)

令和2年3月31日健健発0331第2号

特定給食施設が行う栄養管理に係る留意事項について

(令和2年3月31日付け健健発0331第2号別添2)

第1 趣旨

健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき設置・届出された特定給食施設において、当該特定給食施設の設置者は、法第21条第3項の規定により、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第9条の基準(以下「栄養管理基準」という。)に従って適切な栄養管理を行わなければならないこととされているところ、本留意事項は、その運用上の留意点を示したものである。

特定給食施設の設置者及び管理者は、適切な栄養管理がなされるよう、体制を整えること。 なお、給食業務を委託している場合にあっては、栄養管理の責任は施設側にあるので、委託事業者 の業務の状況を定期的に確認し、必要な指示を行うこと。

第2 特定給食施設が行う栄養管理について

1 身体の状況、栄養状態等の把握、食事の提供、品質管理及び評価について

- (1) 利用者の性、年齢、身体の状況、食事の摂取状況、生活状況等を定期的に把握すること。 なお、食事の摂取状況については、可能な限り、給食以外の食事の状況も把握するよう努めること。
- (2) (1)で把握した情報に基づき給与栄養量の目標を設定し、食事の提供に関する計画を作成すること。なお、利用者間で必要な栄養量に差が大きい場合には、複数献立の提供や量の調整を行う等、各利用者に対して適切な選択肢が提供できるよう、工夫すること。複数献立とする場合には、各献立に対して給与栄養量の目標を設定すること。
- (3) (2)で作成した計画に基づき、食材料の調達、調理及び提供を行うこと。
- (4) (3) で提供した食事の摂取状況を定期的に把握するとともに、身体状況の変化を把握するなどし、これらの総合的な評価を行い、その結果に基づき、食事計画の改善を図ること。
- (5) なお、提供エネルギー量の評価には、個々人の体重、体格の変化並びに肥満及びやせに該当する者の割合の変化を参考にすること。 ただし、 より適切にエネルギー量の過不足を評価できる指標が他にある場合はこの限りではない。

2 提供する食事(給食)の献立について

- (1) 給食の献立は、利用者の身体の状況、 日常の食事の摂取量に占める給食の割合、嗜好等に配慮するとともに、 料理の組合せや食品の組合せにも配慮して作成するよう努めること。
- (2) 複数献立や選択食(カフェテリア方式)のように、利用者の自主性により料理の選択が行われる場合には、モデル的な料理の組合せを提示するよう努めること。

3 栄養に関する情報の提供について

(1) 利用者に対し献立表の掲示や熱量、たんぱく質、脂質、食塩等の主要栄養成分の表示を行うなど、健康や栄養に関する情報の提供を行うこと。

(2) 給食は、利用者が正しい食習慣を身に付け、より健康的な生活を送るために必要な知識を習得する良い機会であるため、各々の施設の実情に応じ利用者等に対して各種の媒体を活用することなどにより知識の普及に努めること。

4 書類の整備について

- (1) 献立表など食事計画に関する書類とともに、利用者の身体状況など栄養管理の評価に必要な情報について適正に管理すること。
- (2) 委託契約を交わしている場合は、委託契約の内容が確認できるよう委託契約書等を備えること。

5 衛生管理について

給食の運営は、衛生的かつ安全に行われること。具体的には、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、「大規模食中毒対策等について」(平成9年3月24日付け衛食第85号生活衛生局長通知)の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」その他関係法令等の定めるところによること。

第3 災害等の備え

災害等発生時であっても栄養管理基準に沿った適切な栄養管理を行うため、 平時から災害 等発生時に備え、 食料の備蓄や対応方法の整理など、 体制の整備に努めること。

参考文献

- ・『日本人の食事摂取基準(2020年版)』
- ・『日本人の食事摂取基準2020年版の実践・運用 特定給食施設等における栄養・食事管理 演習 付 』 食事摂取基準の実践・運用を考える会編
- ・『健康増進法に基づく給食施設のための栄養管理の手引き2018年版』横浜市健康福祉局
- ・『給食施設における栄養管理の手引き』奈良県
- ・『特定給食施設等~栄養管理の手引き~』浜松市
- ・『給食施設における栄養管理指針』枚方市

<特定給食施設等についての問い合わせ先>

横須賀市 民生局健康部健康増進課

住 所: 〒238-0046

横須賀市西逸見町 1-38-11 ウェルシティ市民プラザ 3 階

TEL: 046-822-8135 FAX: 046-822-4302

横須賀市 健康増進課の書式

検索

令和6年3月作成